



令和6年度



入 園 案 内

※今回入園申込が出来る方は、令和6年4月1日入園の方と、令和6年度中に育児休業から復帰される方のみになります。



入園申込前に必ずご覧ください。

瑞浪市民生部子育て支援課

TEL 0572-68-2111 (内線 104、169)

TEL 0572-68-2114 (直通)

目次

1. 瑞浪市幼稚園・保育所・こども園・小規模保育事業所 一覧	1
2. 保育園・幼稚園・こども園とは？	2
3. 教育・保育給付認定	3～4
4. 給食費（副食費）・保育料について	4～6
5. 令和6年度入園の流れ	7
申し込み必要書類	8
入園に関してよくあるご質問	9～10
6. その他	11～12
記入例（申込書・就労証明書・口座振替依頼書）	13～19

☆年齢早見表☆

0歳児	令和 5年4月2日 ～
1歳児	令和 4年4月2日 ～ 令和 5年4月1日までの出生児
2歳児	令和 3年4月2日 ～ 令和 4年4月1日までの出生児
3歳児	令和 2年4月2日 ～ 令和 3年4月1日までの出生児
4歳児	平成31年4月2日 ～ 令和 2年4月1日までの出生児
5歳児	平成30年4月2日 ～ 平成31年4月1日までの出生児

※0歳児で入園可能な園については、次のページをご覧ください。



1. 瑞浪市幼稚園・保育所・こども園・小規模保育事業所¹ 一覧

	園名 (所在地)	電話番号	定員	対象年齢	保育標準時間 ² 下段 () は土曜日	延長 ³	日曜 祝日 ⁴
公立	陶 幼 児 園 (陶町猿爪 1082-46)	65-2053	90	8か月 ～5歳児	7:30～18:30 (7:30～13:30)	—	—
	稲 津 幼 児 園 (稲津町小里 697-1)	68-3400	110	8か月 ～5歳児		—	—
	みどり幼児園 (下沖町 2丁目 10)	68-2632	180	8か月 ～5歳児		○	—
	桔 梗 幼 児 園 (土岐町 1770-2)	68-2323	90	生後 57日 ～5歳児		—	—
	竜 吟 幼 児 園 (釜戸町 2821-2)	63-2056	80	8か月 ～5歳児		—	—
	日 吉 幼 児 園 (日吉町 4115-2)	69-2123	80	8か月 ～5歳児		—	—
	一 色 幼 児 園 (寺河戸町 190-1)	67-1817	130	8か月 ～5歳児		○	—
	瑞 浪 幼 児 園 (北小田町 1丁目 54)	68-2003	150	3歳児 ～5歳児	○	—	
私立	中京こども園 (土岐町 2197-1)	68-5285	150	2歳児 ～5歳児	7:30～18:30 (7:30～16:30)	○	—
	愛 保 育 園 (山田町 1040-2)	66-2511	50	生後 57日 ～5歳児	7:30～18:30 (7:30～18:30)	○	○
	せいわ保育園 (和合町 2-93)	68-0089	30	6か月 ～2歳児	7:30～18:30 (7:30～18:30)	—	—
	もりの愛保育園 (樽上町 2-16)	56-2522	19	生後 57日 ～2歳児	7:30～18:30 (7:30～18:30)	○	—
	中京けいめい保育園 (土岐町 7192-3)	68-2463	18	8か月 ～2歳児	7:30～18:30 (7:30～16:30)	○	—
	まんまる保育園 (土岐町 6743-14) (令和6年4月1日開園予定)	—	19	6か月 ～2歳児	7:30～18:30 (7:30～18:30)	○	—

☆各園の情報はHPにも記載されています。(幼稚園または各保育園名で検索してください)

<https://www.city.mizunami.lg.jp/kosodate/kosodateshien/1004153/1004157/index.html>

- 1 小規模保育事業所とは、0～2歳児を対象とした、定員6人以上19人以下の少人数で保育を行う保育施設のことです。瑞浪市では、「もりの愛保育園」、「中京けいめい保育園」、「まんまる保育園」が該当します。
- 2 保育の必要量(認定を受けた区分)により利用時間は異なります。詳細は4頁をご覧ください。
- 3 延長保育時間は各園で異なります。11頁で詳細をご確認ください。
- 4 休日保育では、千寿の里愛保育園の在園児で保護者が休日にも保育が必要な就労形態である方に限り、土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)の保育が可能です。また、保護者の方が平日休みの場合に、園児の心身の健康を考え、お子さんも平日にお休みいただきたいと思えます。利用については、園でご相談ください。

2. 保育園・幼稚園・こども園とは？

保育園とは、児童福祉法に定める児童福祉施設で、**保育の必要性がある児童**（3頁参照）をお預かりして保育を行う施設です。保護者の毎日の勤務や病気などのため、家庭で保育できない0歳から就学前の児童を保護者に代わって保育し、健やかな心身の発達を図ることを目的としています。

幼稚園・こども園とは、学校教育法に基づく学校である幼稚園（教育部）と児童福祉法に定める児童福祉施設である保育園（保育部）の機能を備え、就学前の教育及び保育を総合的に提供する施設です。

幼稚園児（教育部）と保育園児（保育部）が同じ園の中で一緒に生活しながら、生きる力の基礎を培う就学前の教育と、子どもの最善の利益を考慮した温かい保育の両方の良さを効果的に取り入れたシステムです。

教育部と保育部の違い（公立園の場合）

項目	教育部	保育部
法律	文部科学省 学校教育法に基づく学校	厚生労働省 児童福祉法に基づく児童福祉施設
入園資格	3歳児～5歳児	8ヶ月～5歳児（一部57日から受入れ）
保育時間	8時30分～14時30分	各園により異なります。 1頁の各園保育時間 参照
登園の時間	8時30分～9時	7時30分～9時
降園の時間	14時15分～14時30分	（お仕事が終わり次第）15時30分～ （保育認定他により降園時間が変わります）
長期休業	学期始休み 4/1～4/7 夏休み 7/21～8/27 冬休み 12/27～1/7 春休み 3/27～3/31	休園 12/29～1/3 希望保育期間：4/1～4/7 8/1～8/15 1/4～1/7 3/27～3/31
休業日	土曜日・日曜日・祝日	土曜日午後・日曜日・祝日
おやつ	無	有
諸費	授業料：無償 給食費（副食費）：3,800円 保護者会費：600円	保育料：3歳児～5歳児・無償 0歳児～2歳児・5頁参照 給食費（副食費）：4,500円（おやつ含） 延長保育料 ※希望する場合 保護者会費：600円

※各私立保育園等については、公立園と異なる部分があります（長期休業や土日保育など）。
詳細は1頁や各園にご確認ください。

3. 教育・保育給付認定

幼稚園（教育部・保育部）・保育園・こども園・小規模保育事業所を利用するには、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定は年齢と保育の必要性の有無などによって3つの区分に分かれ、認定区分ごとに利用できる施設が異なります。認定区分は以下のとおりです。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号（教育認定）	満3歳以上	無	幼稚園（教育部） こども園（教育部）
2号（保育認定）	満3歳以上	有	幼稚園（保育部） こども園（保育部） 保育園
3号（保育認定）	満3歳未満	有	幼稚園（保育部） こども園（保育部） 保育園

3-1. 保育の必要性とは

保育園（または保育部）は0歳から6歳になるまでの保育を必要とする児童をお預かりして保育を行う施設のため、入園するための基準があります。保育園（保育部）に入園できるのは、保護者が下記の基準に該当する場合のみです。

① 就労	1か月64時間以上の就労をしていること ※就労形態は問いません。
② 妊娠・出産	産前6週、産後8週のかかる月の初めから終わりまでの間
③ 疾病・障がい	病気・負傷・心身の障がいがあり、日中の保育が不可能な場合
④ 親族の介護・看護	同居の親族が長期にわたる病気等により常に介護・看護が必要な状態などであること
⑤ 災害復旧	震災、風震災、火災その他の災害復旧をしていること
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っていること※認定期限内に就労開始が必要 （認定期間）3歳未満児：1か月、3歳以上児：3か月
⑦ 就学	1日4時間以上、学校教育法の学校または職業能力開発促進法の施設で就学していること
⑧ 虐待・DV	児童虐待やDVの恐れがあること
⑨ 育児休業中	育児休業取得時に、既に保育を必要としている子どもがいて、継続利用が必要と認められる。（就学前3歳以上児に限る） ※応相談

※入園の基準に該当しなくなった場合は、速やかに園にご連絡ください。

※入園後も必要に応じて、基準に該当しているかどうかを年度の途中に確認させていただきます。また、就労状況を確認するため勤務先に連絡をさせていただくことがあります。

3-2. 保育の必要量

保育部・保育園を利用する際、「保育の必要量」も必要性と合わせて認定されます。標準時間と短時間の2つの区分があります。

保育標準時間	7：30～18：30まで（1日最長11時間） 月の労働時間が120時間程度以上の方（目安）
保育短時間	8：30～16：30まで（1日最長8時間） 月の労働時間が64時間以上の方 ※求職活動の方は、保育短時間認定のみです。

☆保育の必要量は標準時間、短時間、ともに、認定された場合の最大限利用できる時間です。保育所等では、保育の必要性の事由により保育が必要な時間のみ保育を受けることができます。保育標準時間の認定を受けていても、理由なく11時間の利用ができるわけではありません。

児童の成長・発達のためにはご家庭で過ごす時間も非常に重要です。仕事が終わったなど、お迎えが可能となった時間にお迎えに来てください。また、保護者の方が平日お休みの日の場合は、一緒にお休みされるか、お休みしなくとも、ぜひお子さんと過ごす貴重な時間のため、お早めにお迎えをお願いします。

※保育標準時間の規定は国の規定により定めています。短時間保育ではお迎えが間に合わない場合などはご相談ください。

4. 給食費（副食費）・保育料について

令和元年10月から、幼児教育・保育無償化により、保育所等を利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの保育料が無料となっています。給食費（副食費）については、下記の料金が必要です。

4-1. 給食費（副食費）について（3歳以上児クラス）

父母及び園児の扶養者にかかる市民税所得割課税額(以下「所得割額⁵」)の合計で決定します。なお、4～8月分は前年度の、9～3月分は当該年度の所得割額から算定します。

教育部	3,800円/月 ※中京こども園(教育部)4,500円	夏休みを除く11か月が対象
保育部・保育園	4,500円/月	12か月対象

※主食費として500円（月額）を子育て支援事業として瑞浪市が負担しています。

【算定について：教育部】夏休みを除く11か月が対象

- ア 所得割額 77,101円未満の場合、無料
- イ アに該当しない場合、同一世帯の小学3年生以下の子どものうち、3人目以降は無料

【算定について：保育部】

- ア 母子・父子世帯、在宅障害児（者）世帯（以下「ひとり親世帯等」）で所得割額 77,101円未満の場合、無料
- イ 所得割額 57,700円未満の場合、無料
- ウ 所得割額 97,000円未満の場合、保護者が現に扶養している18歳未満の児童のうち、3人目以降は無料
- エ ア～ウに該当しない場合、同一世帯の保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設、家庭的保育事業、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター等を利用している子どものうち、3人目以降は無料

⁵ 所得割額…所得割額は、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、特例寄附金税額控除、ふるさと寄付金、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除適用前の額とします。

4-2. 保育料について（3歳未満児クラス）

父母及び園児の扶養者にかかる所得割額の合計で利用料を決定します。なお、4～8月利用料は前年度の、9～3月利用料は当該年度の所得割額から算定します。

保育料の区分		保育料（月額）	
階層	定義	保育短時間	保育標準時間
1	生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、里親	0円	0円
2	市民税が非課税の世帯	0円	0円
3	市民税所得割課税額の区分が次に該当する世帯	48,600円未満	12,000円
4		48,600円以上 64,700円未満	18,400円
5		64,700円以上 80,800円未満	26,400円
6		80,800円以上 97,000円未満	29,000円
7		97,000円以上 133,000円未満	37,000円
8		133,000円以上 169,000円未満	43,500円
9		169,000円以上 301,000円未満	51,000円
10		301,000円以上 397,000円未満	54,000円
11		397,000円以上	57,000円

※3歳未満児クラスの給食費は保育料に含まれています。

※月途中に入退園される場合の保育料は日割で計算されます。

【算定について：保育部・保育園】

- ア ひとり親世帯等で所得割額 48,600 円未満の場合、保護者が監護する子どものうち、1人目は 1,000 円引いたうえで半額、2人目以降は無料
- イ ひとり親世帯等で所得割額 77,101 円未満の場合、保護者が監護する子どものうち、1人目の負担額は 9,000 円、2人目以降は無料
- ウ 所得割額 57,700 円未満の場合、保護者が監護する子どものうち、2人目は半額、3人目以降は無料
- エ 所得割額 97,000 円未満の場合、保護者が現に扶養している 18 歳未満の児童のうち、3人目以降は無料
- オ ア～エに該当しない場合、同一世帯の保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、家庭的保育事業、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター等を利用している子どものうち、2人目は半額、3人目以降は無料

4-3. 口座振替について（公立）

給食費（副食費）・保育料は口座振替によって納付していただきます。
科目に合わせて、引き落とし口座のご登録をお願いしています。

対象	科目	振替日	口座振替者	引き落とし可能金融機関
以上児	給食費 (副食費)	毎月 5日	各園	陶都信用農業協同組合（JA）
未満児	保育料	毎月 月末 <small>※12月のみ月末営業日</small>	瑞浪市	十六銀行・大垣共立銀行・東濃 信用金庫・陶都信用農業協同組 合（JA）・ゆうちょ銀行

※振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日に振替されます。また、振替日に残高不足などで口座振替ができなかった場合は、給食費（副食費）は毎月10日、保育料は口座振替日の15日後に再振替を行います。

※保育料に関して、愛保育園・せいわ保育園は、公立園と同様に瑞浪市が口座振替を行います。中京こども園・もりの愛保育園・中京けいめい保育園は、園が口座振替を行います。

（詳細は各園にご確認ください。）

【給食費（副食費）の口座登録について】

公立園は一律、陶都信用農業協同組合（JA）での登録をお願いしています。登録用紙は、申込時に配布する園の封筒に同封しておりますので、ご確認ください。

※私立園の給食費（副食費）の口座振替については、各園から案内があります。

【保育料の納付がないとき】

再振替でも振替できなかった場合は、園からお渡しする督促状によりご自身で納付していただきます（督促手数料100円が必要）。

また、事情により利用料の支払いが困難となった場合は、児童手当から利用料を差し引くこと（児童手当申出徴収）が可能です。園または子育て支援課へご相談ください。

督促等の連絡にご返事いただけない場合は、児童手当から特別徴収する場合がありますので、ご承知おきください。

4-4. 給食について

保育園・幼稚園の給食は、栄養士が乳幼児期の発育に適した献立を管理し、自園調理等による給食を提供しています。手作りの給食を基本に季節感のある献立、行事食などの取り組みを通して食育を行っています。

☆お子さんに食物アレルギーや健康・発達上の理由による配慮が必要な場合は、必ず入園前（申込時もしくは健康診断時）にお申し出ください。園に提出していただく書類がありますので、詳細を知りたい方は各園にお問い合わせください。



5. 令和6年度入園の流れ

入園申込ができるのは、令和6年4月1日入園の方と、令和6年度中に育児休業から復帰される方のみです。その他の4月以降の年度途中の入園希望の方は、希望日の1か月前に、子育て支援課にお問い合わせください。

※申し込み時点で瑞浪市に住民票がない方でも、4月1日（または入園日）時点で保護者と児童の住民票を異動していただくことを前提に申し込みが可能です。

5-1. スケジュール

【園見学日程】各園 10時～11時 ※自由参加です。（内容は園によって異なります）

陶 幼 児 園	10/18 (水)	稲 津 幼 児 園	10/16 (月)
みどり幼児園	10/26 (木)、27 (金)	桔 梗 幼 児 園	10/25 (水)
竜 吟 幼 児 園	10/17 (火)	日 吉 幼 児 園	10/30 (月)
一 色 幼 児 園	10/26 (木)、27 (金)	瑞 浪 幼 児 園	10/26 (木)、27 (金)
せいわ保育園	10/11 (水)	愛 保 育 園	10/24 (火)
もりの愛保育園	10/19 (木)		

【園説明会日程】会場：中京こども園 ※詳しくは直接園へお問い合わせください。

中京こども園	9/16 (土)、10/7 (土)	9時～10時
中京けいめい保育園	9/16 (土)、10/7 (土)	10時30分～11時30分

入園申込書類配布：9月6日(水)～10月31日(火)

配布場所：瑞浪市役所子育て支援課、各幼児園等、各子育て支援センター
各コミュニティセンター、各児童館
※瑞浪市HPからもダウンロード可能です。

園見学：10月11日(水)～10月30日(月)

園説明会：9月16日(土)、10月7日(土)

※中京こども園、中京けいめい保育園のみ

入園申込

受付日(土日除く)	時間	場所
11/1日(水)～10日(金)	9:00～17:00	市役所子育て支援課

※入園希望児童につき1回のみ申し込みを行ってください(複数園には申し込みを行わないでください。)

※受付日を過ぎて申し込みをした場合、期限内に提出された方の入園が決定後、案内します。

入園調整 12月15日(金)(場所：瑞浪市総合文化センター)

第1希望の園が抽選になった場合や、第1希望の園の希望に添えなかった場合、12月上旬に通知を送付いたしますので、抽選日に必ず出席ください。

※時間は抽選ごとに異なるため、個別通知でお知らせします。

『施設利用内定通知書(入園決定通知書)』等の発送 2月上旬

健康診断・面談(各園で実施) 2月中旬～3月上旬

※各園の日程は、入園申込時等にご案内します。

『利用契約決定通知書』(利用者負担額決定通知) 交付 4月

入園式

5-2. 申込み必要書類

入園申込にあたっては、下記の書類をご提出ください。
入園児童によって提出する書類が異なりますので、ご確認ください。

提出時に提示	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード、保険証など）	
全員が提出するもの	<input type="checkbox"/> 入園申込書 <input type="checkbox"/> チェックシート	
保育部・保育園 入園希望者	<input type="checkbox"/> 保育の認定に必要となる書類 ※下記を確認してください。	
未満児クラス 入園希望者 ※もりの愛保育園・中京こども園を除く	<input type="checkbox"/> 保育料用の口座振替依頼書 <small>（瑞浪市収納金口座振替依頼書または、瑞浪市収納金自動払込利用申込書）</small> <u>※金融機関に直接提出</u>	
該当者のみ	在宅障がい児（者） のいる世帯の方	<input type="checkbox"/> 身体障害者・療育手帳などの写し
	母子・父子家庭	<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証の写し
	生活保護世帯	<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書
	父母の住民登録地が 瑞浪市でない場合	入園申込書に、必ず住所地とマイナンバーをご記載ください。
	父母が瑞浪市幼稚園 等で勤務する場合	<input type="checkbox"/> 保育士証、幼稚園教諭免許状、子育て支援員等の写し

※各世帯の状況によって、上記以外にも提出をお願いする場合があります。

【保育の認定に当たり必要となる書類】

保育を必要とする理由	必要書類	備考
就労	<input type="checkbox"/> 就労証明書	事業主による証明 （本社でなくても可）
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し	表紙、出産予定日及び出産日が分かる部分のコピー
疾病・障がい 介護・看護	<input type="checkbox"/> 医師の診断書等	<u>提出書類については事前にご相談ください。また、疾病・障がいの診断書には、家庭での保育が困難である旨の記載が必要です。</u>
災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書	
求職活動	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> ハローワークカードの写し	就労先決定後速やかに就労証明書を提出してください。
就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書、時間割等	
申込み時点で育児 休業中の場合	<input type="checkbox"/> 就労証明書	復帰後速やかに職場復帰証明書を提出してください。

※兄弟で同時入園を希望される方について、上記書類は父母それぞれで理由に合わせて1枚のご提出で問題ありません。（下のお子さんの申込書に添付してください）

※自営業（就労）で認定申請された方のうち、営業初年度等で、税情報で営業収入が確認できない場合、HPの写し、チラシ等の書類を求めることがあります。ご了承ください。

入園に関してよくあるご質問

1. 現在、市外に住んでいます。来年度、瑞浪に住む予定です。申し込みはできますか。

可能です。ただし、4月1日（年度途中入園の方は入園日）時点で、保護者と児童の住民票が瑞浪市に異動されていることが条件です。

2. 年度の途中で育児休業から復帰する場合は申し込みできますか。

可能です。育児休業中であることと復帰後の就業について、就労証明書を職場にて記載していただき、申込みをお願いします。※復帰後、すみやかに復帰証明書の提出をお願いします。

また、育児休業復帰以外の年度の途中入園は、今回の申込みでは対象外としています。ご希望の方は、入園希望日の1か月半前から市役所子育て支援課にて受付を行い、空きがある園をご案内します。

3. 市内どの園でも申し込むことができますか。地区割はありますか。

瑞浪市在住の方であれば市内どの園にでも申し込んでいただくことが可能です。

各園の保育時間などを参考に、実情に合わせて申込みを行ってください。

ただし、下記の園は人口集中地域であるため、お住まいの地区で目安として園を定めさせていただいております。もちろん、地区外の園を希望することも可能です。

幼児園	地区
みどり幼児園	明世町、松ヶ瀬町、薬師町、和合町、下沖町、須野志町
一色幼児園	山田町、明賀台、穂並、樽上町、一色町、上平町、寺河戸町
瑞浪幼児園	小田町、西小田町、北小田町、南小田町、上野町、高月町、宮前町
桔梗幼児園	土岐町、上平町1丁目、学園台、稲津町萩原の一部、益見町

※瑞浪幼児園は未満児クラスがありません。未満児クラスの場合は他園に申し込んでください。

4. 抽選になる園はどの園ですか。

例年、申し込み状況が変化するため、一律にどの園が抽選になるかは分かりません。

瑞浪市は未満児に関しては、家庭の状況や就労時間などから点数づけを行い、点数の高い方から案内します。同率の方で定員を超えた場合のみ、抽選となります。

また、3歳児は一律、申込者数が定員を超えた場合に抽選となります。

☆☆希望される園について☆☆

瑞浪地区、土岐地区にある園（みどり幼児園、一色幼児園、瑞浪幼児園、桔梗幼児園）には、毎年多くの入園申込みがあります。したがって、第1希望から第3希望までをそれらの園にされた場合、3園全てについて、抽選となる可能性が高くなります。第1希望がかなわなかった場合、ご記入いただいた3園以外をご案内することとなりますので、ご承知おきください。

5. 点数はどのようになっていますか。

瑞浪市ホームページに点数表を掲載しております。下記 URL にアクセスしていただき、そちらでご確認ください。

URL: <https://www.city.mizunami.lg.jp/kosodate/kosodateshien/1008012/1008721.html>

6. 抽選の手紙が来なかった場合は、第1希望の園に内定していると考えていいですか。

ご提出いただいた申込書の調査等を順次進めているため、確実に内定したとはお答えできません。しかし、手紙が届かなかった方については、落選対象でも抽選対象でないという事であり、12月時点で第1希望の園に内定していると考えて差し支えありません。(※虚偽の申請が確認された場合を除く)

最終的なご案内は、2月上旬発送予定の内定通知にて改めてご確認ください。

7. 慣らし保育はありますか。

入園当初、お子さんが集団生活に慣れるまでの間は、慣らし保育を行います。期間は通常1週間程度午前保育となりますが、年齢により異なります。園と保護者で相談しながら保育を進めていきますので、詳細は内定通知後の園との面談時にお問い合わせください。

8. 4月1日になったらすぐに通園がはじまりますか。

保育部の方は4月1日から入園式(例年4月8日)までの間は希望保育期間となります。但し、教育部の方は4月8日から通園可能になります。基本的には家庭での保育をお願いしておりますが、保育が必要な場合は各園からの案内をご確認いただき、ご相談ください。

9. 求職活動でも保育園は入れますか。

年度内で一度のみ可能です。ただし、未満児クラスは1か月、以上児クラスは3か月しか認定期間がないため、期限内に就職し、就労証明を提出していただく必要があります。提出がない場合は、退園もしくは教育部への変更となります。

10. 複数園に申し込みができますか。

できません。複数園に申し込んでいることが発覚した場合、正しく審査されず入園できない可能性もありますので、児童1人につき、必ず1回のみ申し込みを行ってください。

11. 入園後、認定された時間を最大限利用することは可能ですか。

認定された事由が就労の場合は、就労をしている時間が保育の必要性がある時間となります。標準時間認定(最大11時間)を受けても、買い物などの時間は利用することはできません。認定された事由に合わせて登園やお迎えをお願いします。

また、就労に関しては、就労証明書とお迎えの時間に明らかな相違があった場合などに、職場に調査を行う場合がありますので、ご了承ください。

※恒常的な残業がある場合は園にお申し出いただき、月の平均残業時間などを記載した、就労証明書の再提出をお願いします。

その他の注意事項

*必要書類の未提出、虚偽、又は保育料等の未納がある場合には、入園を許可できない場合があります。

*入園申込期間後に、申込みを行った方については、期限内に申込みを行った方の入園が確定後、空いている園をご案内します。

6. その他

6-1. 延長保育について

保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）を超えて、保育を希望される場合は延長保育扱いとなります。利用を希望される場合は園へ申請してください。

【保育短時間認定の方】

実施園		全園（公立）	
実施時間	平日	7:30～8:30 / 16:30～18:30	
	土曜日	7:30～8:30	
利用料 （月額）	階層区分	3歳未満児	3歳以上児
	1・2	0円	0円
	3	標準時間と短時間の 保育料の差額（P5参照）	100円
	4		200円
	5		300円
	6～11		400円

【保育標準時間認定の方】

実施園		みどり・一色・瑞浪	
実施時間	平日	18:30～19:30	
利用料 （月額）	階層区分	3歳未満児	3歳以上児
	1	0円	0円
	2	600円	500円
	3	1,500円	1,200円
	4～8	3,800円	2,800円
	9～11	6,700円	3,300円

【各私立園の延長保育】

申請方法や、利用料など、詳細は各園にお問い合わせください。

園	延長時間
中京こども園	18:30～19:30
愛保育園	6:30～7:30 / 18:30～21:00
もりの愛保育園	6:30～7:30
中京けいめい保育園	18:30～19:30
まんまる保育園	7:30～8:30 / 16:30～18:30

※中京こども園には、教育部にも延長保育（14:30～16:30）があります。

詳細は園にご確認ください。

6-2. 一時預かりについて

千寿の里愛保育園、せいわ保育園では、保護者の傷病等の理由により家庭での保育が困難となる場合に、一時的に児童をお預かりして保育を行っています。対象児は瑞浪市内に在住している就学前までの児童（健康で集団保育が可能な乳幼児に限る）です。利用対象や保育料金など、詳しくは千寿の里愛保育園またはせいわ保育園へご相談、お申し込みください。

一時的に保育でお困りの際は一時預かりのほかに、ファミリー・サポート・センター事業を利用することが出来ます。詳細は、子育て支援センター「おんぶにだっこ」にお問い合わせください。



6-3. 私的契約について

保育の必要性がなくても、受入れ人数に達しない場合に限り、保育園（保育部）に入園することができません（公立幼稚園 3 歳以上児に限る）。詳細は市役所子育て支援課にお尋ねください。

6-4. 瑞浪市病児・病後児保育について

お子さんが風邪をひいた時に仕事を休めない場合などに、東濃厚生病院みずなみ病児・病後児保育所を利用することができます。詳細は市役所子育て支援課、東濃厚生病院にお尋ねください。

こんな時は必ず園へお知らせください

以下の事由が発生した、又は発生する可能性がある場合は、利用料等に変動がある場合もありますので、必ずご報告ください。入園決定後に発行の支給認定証及びその他必要書類を提出（返却）していただきます。

月の途中での変更はできません。変更したい月の前の月の20日までに各園に申出をしてください。

- ① 保護者・氏名・住所・電話番号に変更があった場合（引越し等）
- ② 保育の利用を必要とする理由に変更があった場合
（仕事を辞めた時、仕事が変わった時、産休に入る時等）
- ③ 保育利用時間を変更したい時
- ④ 保育料が変更となる可能性がある時（修正申告、婚姻、離婚等）
- ⑤ 保育部から教育部、教育部から保育部へ変更したい時
- ⑥ 転園したい時
- ⑦ 市外へ転出する時

個人情報取扱いについて

入園申込みの際、提出していただいた入園申込書の記載内容等の個人情報は保育に必要な情報として幼稚園・保育園・こども園（公私共に）等に提供させていただきますのでご了承ください。（保育以外の目的に使用することはありません）

申込書記入例

原則、父か母（瑞浪市在住（予定者含））です。こちらに記載した方が代表保護者になります。
※兄弟がいる場合は保護者を同一にしてください。

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書（入園申
6年11月8日

（保護者氏名） 瑞浪 一郎

岐阜県瑞浪市長 殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。

子ども	氏名	認定者番号	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	(ふりがな) みずなみ はなこ 瑞浪花子		平成30年7月1日	男・ 女	有・ 無
	個人番号 123456789012	※既に支給認定を受けている場合に記入してください。			
保護者	(住所) 岐阜県瑞浪市 上平町1丁目1番地 瑞浪アパート101号 連絡先1 (母) 090-1234-5678				
住所・電話番号	1月1日時点の住所（4月～8月入園の方は前年、9月～3月入園の方は本年） <input type="checkbox"/> 瑞浪市内 <input checked="" type="checkbox"/> 瑞浪市外（ 岐阜県 岐阜市・郡 藪田南町・村 2-1番地1 ）				
保護者の配偶者等	※上欄と異なる場合に記入 (住所) 岐阜県瑞浪市 連絡先2 (父) 090-9876-5432				
住所・電話番号	1月1日時点の住所（4月～8月入園の方は前年、9月～3月入園の方は本年） <input type="checkbox"/> 瑞浪市内 <input type="checkbox"/> 瑞浪市外（ 県 市・郡 町・村 番地 ）				
配偶者が市外にお住まいの場合、必ずご記入ください		<input checked="" type="checkbox"/> 保育園・幼稚園（保育部） ・ <input type="checkbox"/> 幼稚園（教育部）			

を選んだ場合は①～④に、幼稚園（教育部）を選んだ場合は①、②及び④に必要な事項を記入してください。

①世帯の状況 **同居でなくても父母は必ず記載
世帯分離していても同じ住所の者を記載**

令和6年4月1日時点の状況

区分	氏名	との続柄	生年月日	性別	職業または学校名（学年）等	前年度分（当年度分）市町村住民税課税の有無	障害者手帳の有無
子どもの世帯員	(ふりがな) みずなみ いちろう 瑞浪 一郎	父	平成2年4月27日	男・ 女	会社員	有・無	有・ 無
	個人番号 111122223333						
	(ふりがな) みずなみ けいこ 瑞浪 圭子	母	平成2年9月3日	男・ 女	公務員	有・ 無	有・ 無
	個人番号 444455556666						
	(ふりがな) みずなみ たろう 瑞浪 太郎	兄	平成28年5月5日	男・ 女	瑞浪幼稚園 年長	有・ 無	有・ 無
	個人番号 777788889999						
(ふりがな) みずなみ えみ 瑞浪 恵美	妹	平成31年3月3日	男・ 女		有・ 無	有・ 無	
個人番号 000011112222							
(ふりがな) ぎふ のぶこ 岐阜 信子	祖母	昭和26年11月1日	男・ 女		有・ 無	有・ 無	
個人番号 333344445555							
市外に居住する父母のマイナンバーは必ず記載してください 瑞浪市在住の方の記載は不要です。			日	男・ 女		有	有・ 無
生活保護の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 適用無し ・ <input type="checkbox"/> 適用有り（				不明であれば記載不要		
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外						

②利用を希望する期間、希望する園名

小学校就学前の年度末

利用希望期間	令和6年 4月 1日から 令和9年 3月 31日まで	
利用を希望する園名	園名・希望理由	事業所番号*
	第1希望 瑞浪幼稚園	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 (理由) <input type="checkbox"/> 兄弟入所 <input type="checkbox"/> 延長休日 <input type="checkbox"/> その他 ()
	第2希望 中京こども園	<input type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 (理由) <input type="checkbox"/> 兄弟入所 <input type="checkbox"/> 延長休日 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (通園バスがあるため)
	第3希望 愛保育園	<input type="checkbox"/> 自宅付近 <input checked="" type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 (理由) <input type="checkbox"/> 兄弟入所 <input type="checkbox"/> 延長休日 <input type="checkbox"/> その他 ()

就労証明書



瑞浪市福祉事務所長 様

記入例

※ 保護者の記入欄は点線以下の「保護者記載欄」のみです。

証明日	西暦 2022 年 10 月 20 日
事業所名	瑞浪市役所
代表者名	瑞浪市長 水野 光二
所在地	瑞浪市上平町1-1
電話番号	0572 — 68 — 2111
担当者名	総務部秘書課 担当:和田
記載者連絡先	0572 — 68 — 2111(内000)

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は変更を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																								
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input checked="" type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他()																																								
2	フリガナ 本人氏名	ミズナミ ケイコ 瑞浪 圭子 <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td>生年月日</td> <td>1990 年 9 月 3 日</td> </tr> </table>	生年月日	1990 年 9 月 3 日																																						
生年月日	1990 年 9 月 3 日																																									
3	本人住所	瑞浪市上平町1-1 瑞浪アパート101号																																								
4	雇用(予定)期間等	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"><input checked="" type="checkbox"/>無期 <input type="checkbox"/>有期</td> <td style="width: 25%;">期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)</td> <td style="width: 60%;">2014 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)	2014 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																																					
<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)	2014 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																																								
5	就労先事業所名	瑞浪市役所 子育て支援課																																								
6	就労先住所等	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">就労先住所 (所在地)</td> <td>瑞浪市上平町1-1(瑞浪市役所 保健センター内)</td> </tr> </table>	就労先住所 (所在地)	瑞浪市上平町1-1(瑞浪市役所 保健センター内)																																						
就労先住所 (所在地)	瑞浪市上平町1-1(瑞浪市役所 保健センター内)																																									
7	就労先電話番号	0572 — 68 — 2114																																								
8	雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業員 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()																																								
9	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"><input checked="" type="checkbox"/>月</td> <td style="width: 15%;"><input checked="" type="checkbox"/>火</td> <td style="width: 15%;"><input checked="" type="checkbox"/>水</td> <td style="width: 15%;"><input checked="" type="checkbox"/>木</td> <td style="width: 15%;"><input type="checkbox"/>金</td> <td style="width: 15%;"><input type="checkbox"/>土</td> <td style="width: 15%;"><input type="checkbox"/>日</td> <td style="width: 15%;"><input type="checkbox"/>祝</td> <td style="width: 10%;">合計 時間</td> <td>月間 192 時間 30 分 (うち休憩時間 1320 分)</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>8 時 30 分</td> <td>~</td> <td>17 時 15 分</td> <td colspan="6">(うち休憩時間 60 分)</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>時 分</td> <td>~</td> <td>時 分</td> <td colspan="6">(うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td>日祝</td> <td>時 分</td> <td>~</td> <td>時 分</td> <td colspan="6">(うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 月	<input checked="" type="checkbox"/> 火	<input checked="" type="checkbox"/> 水	<input checked="" type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	<input type="checkbox"/> 祝	合計 時間	月間 192 時間 30 分 (うち休憩時間 1320 分)	平日	8 時 30 分	~	17 時 15 分	(うち休憩時間 60 分)						土曜	時 分	~	時 分	(うち休憩時間 分)						日祝	時 分	~	時 分	(うち休憩時間 分)					
<input checked="" type="checkbox"/> 月	<input checked="" type="checkbox"/> 火	<input checked="" type="checkbox"/> 水	<input checked="" type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	<input type="checkbox"/> 祝	合計 時間	月間 192 時間 30 分 (うち休憩時間 1320 分)																																	
平日	8 時 30 分	~	17 時 15 分	(うち休憩時間 60 分)																																						
土曜	時 分	~	時 分	(うち休憩時間 分)																																						
日祝	時 分	~	時 分	(うち休憩時間 分)																																						

裏面あり

10	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	月間		時間	分	(うち休憩時間	分)								
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分	～	時	分	(うち休憩時間	分)							
11	就労実績	年月	2020	年	9	月	年月	2020	年	8	月	年月	2020	年	7	月
		日	20	時間	175	日	21	時間	190	日	20	時間	180			
		※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む ※実績がない場合は見込みを含め3か月分を記載														
12	通勤時間等	通勤手段	<input type="checkbox"/> 電車・バス 自宅の最寄() 就労先の最寄() <input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他()													
		通勤距離	15	km	通勤時間	25	分	(うち徒歩5分)								
13	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日														
		<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 2021 年 10 月 1 日 ～ 2023 年 3 月 31 日														
15	復職(予定)年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 2023 年 4 月 1 日														
16	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中		期間	2022 年 4 月 1 日 ～ 2023 年 3 月 31 日											
		主な就労時間帯・シフト時間帯	8 時 30 分 ～ 16 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)													
17	保育士資格等	資格・免許取得状況	<input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭免許		瑞浪市保育士等としての現在の勤務実態の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無								
18	備考欄															

(※事業者証明欄はここまで)

保護者記載欄

児童名		生年月日	年	月	日	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他()		
施設・事業所等の利用状況等		<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込み中 ()							
児童名		生年月日	年	月	日	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他()		
施設・事業所等の利用状況等		<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込み中 ()							
児童名		生年月日	年	月	日	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他()		
施設・事業所等の利用状況等		<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込み中 ()							

※就労証明書様式の記載要領は当BOOKの「記載要領」シートを参照してください。

【就労証明書（簡易版）】記載要領（抜粋）※詳細な要領はHPをご覧ください。

●証明書を発行する事業所に関する項目

担当者名／記載者連絡先	○証明書の内容について、自治体から事務的な連絡を受ける場合の担当者名および電話番号を記載してください。
-------------	---

●就労証明書に関する項目

No.4： 雇用(予定)期間等	○雇用期間について「 <input type="checkbox"/> 無期」か「 <input type="checkbox"/> 有期」にチェック（し点記入）してください。 ○雇用期間について「 <input type="checkbox"/> 無期」の場合は雇用開始日のみを、「 <input type="checkbox"/> 有期」の場合はその期間を記載してください。
No.5： 就労先事業所名	○右上欄に記載の事業所名（証明書発行事業所名）と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。 ※就労先所在地（No.6）、就労先電話番号（No.7）も同様です。
No.9： 就労時間 （固定就労の場合）	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目にチェック（し点記入）してください。[複数選択可] ○就労の合計時間（月間）についてを記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間（実績）ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労時間が定められている場合、4（週）を乗じた時間、年当たりの就労時間の場合は12（月）で除した時間を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩に限る。）は含めてください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数についても上記と同様です。 ○就労時間帯は、「24 時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29 時の幅（例えば 22 時から翌朝5時まで就労する場合は「22 時 00 分～29 時 00 分」）で記載してください。 ○平日、土曜、日祝毎に就労時間時間帯を記載してください。 ※平日、土曜、日祝のいずれか就労がない場合は空欄で結構です。
No.10： 就労時間（変則勤務）	○日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 ○主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い（勤務回数の多い）時間帯を記載してください。 ※雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。 ※シフト勤務の場合は、市区町村による保育の必要性認定に必要となる場合のみ、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
No.11： 就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の（産休・育休等取得月を除いた）就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください（例：〇〇年6月、〇〇年5月、〇〇年4月）。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含め、残業時間は就労時間数に含めてください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩時間に限る。）は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績（実際に当該月に勤務した実績）を記載してください。
No.12： 通勤時間等	○労災関係や通勤手当支給等の関係で事業者側で把握している通勤手段等を記載してください。 ※通勤手段として「 <input type="checkbox"/> 電車・バス」を選択された場合には、自宅の最寄り駅・バス停及び就労先の最寄り駅・バス停も併せて記載してください。経由駅等は不要です。 ※通勤距離・通勤時間は自宅から会社までの距離及び時間を記載してください。
No.13、14、16 について、	証明日現在に終了日が確定していない場合でも、終了予定日を記載してください。
No.18： 備考欄	○No.9 や No.10 に記載の就労時間帯につき、出退勤時間の特例（就業規則上の就労時間帯の15分前に出勤しなければならない等）等、記載時間帯を超えて拘束時間が生じている場合には、その旨、この欄に記載してください。 ○その他特記事項があれば、この欄に記載してください。

未満児クラス入園希望者提出物(18、19ページの書類どちらかを金融機関へ提出)
 ※もりの愛保育園、中京こども園を除く。

記入例
 (十六銀行・大垣共立銀行・東濃信用金庫・陶都信用農業協同組合)

様式第1号(第6条関係)

瑞浪市収納金口座振替依頼書

金融機関 御中 令和 年 月 日

区 分	契約	住所	瑞浪市上平町1丁目1番地				電話	(0572)
	解約							68-2111
	口座変更	フリガナ	ミズ	ナミ	イチ	ロウ	印	
		氏名	瑞浪 一郎					

口座名義人は父母どちらでも良い

機 関 名	銀行	金融コード	種別	口座番号
	十六 金庫 瑞浪 店 農協	0153321	普通 座 納 税	0123456

下記納付者が瑞浪市に納付すべき収納金を私名義の上記預金口座から、口座振替の方法により納付したいので、下記約定を確約のうえ依頼します。 振替日 瑞浪市が定めた日

税目	納付者氏名(会社名)		納付者氏名(会社名)		
市 県 民 税		全 納 期分		全 納 期分	
固 定 資 産 税	通知書番号等	全 納 期分	通知書番号等	全 納 期分	
軽 自 動 車 税					
法 人 市 民 税					
特 徴 市 県 民 税					
入 湯 税					
区 分	納付者氏名	水道番号	水道番号	振替月	
上 下 水 道 料 金				月から	
水 道 料 金					
下 水 道 使 用 料					
区 分	納付者氏名	納付書番号	納付書番号	振替月	
下 水 道 受 益 者 負 担 金				期分	
区 分	納付者氏名	通知書番号	通知書番号	振替月	
し 尿 処 理 手 数 料				月から	
区 分	納付者氏名(世帯主)	記号番号(被保険者証番号)		振替月	
国 民 健 康 保 険 料		—		月分	
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料				期分	
区 分	被保険者番号	納付者氏名	被保険者番号	納付者氏名	振替月
介 護 保 険 料					月分
区 分	納付者氏名	名	住宅番号	振替月	
市 営 住 宅 使 用 料		団地	号	月分	
区 分	納付者氏名	園 名	園 児 氏 名	振 替 月	
保 育 料	瑞浪 一郎	一色幼稚園	瑞浪 花子	4 月分	
幼 稚 園 授 業 料				月分	

- 約 定
- 1 預金の支払手続については、当座勘定約定又は預金規定にかかわらず、貴行所定の方法で処理されること。
 - 2 指定預金口座の残高が振替日において納付書等の金額に満たない場合は、不足分は当座から振替されること。
 - 3 領収書又は口座振替通知書の発行は、預金通帳への記載をもとに行われること。
 - 4 瑞浪市収納金口座振替依頼書及び瑞浪市収納金納付書等送付依頼書兼変更届書の区分に、解約又は預金者住所変更等表示をしたものについては、取扱い変更手続をされること。
 - 5 上記納付者に係る過誤納付金の払込みについて、上記口座への振り込みを承諾します。
 - 6 既に依頼済みのものは、この依頼書の提出と同時にこの依頼書による事務処理を行うこと。
 - 7 この取扱いについて、万一紛議が生じても貴店及び瑞浪市に迷惑をかけません。

複数名いるときは全員の名前を書いてください
 ※兄弟で別々の口座を指定することはできません。

証 印	印 鑑 照 合	受 付	記 号
-----	---------	-----	-----

記入例
(ゆうちょ銀行・郵便局)

様式第2号(第6条関係)

瑞浪市収納金自動払込利用申込書 (ゆうちょ銀行・郵便局用)

令和 年 月 日

届出区分	瑞浪市収納金自動払込利用申込書 (ゆうちょ銀行・郵便局用)														
1 利用															
2 廃止															
種目コード	契約種別コード	通帳記号					通帳番号(右からつめてご記入ください)								
1 6 6	下記による	1	2	3	4	5	の	1	2	3	4	5	6	7	1
フリガナ	ミスナミ タロウ					届出印	生年月日	明・大・昭・平 2・3・1							
氏名	瑞浪 太郎					印	電話	(0572) 68-2111							
住所	(〒 509 - 6122) 瑞浪市上平町1丁目1番地														

(※太線の中だけ記入ください)

口座名義人は
父母どちらでも良い

払込先 口座番号	35	市県民税(普通徴収)、固定資産税(都市計画税)、軽自動車税	00820-4-960583	瑞 浪 市
	28	国民健康保険料	00860-7-960888	
	28	後期高齢者医療保険料	00870-0-961407	
	28	介護保険料	00800-9-961182	
	30	市営住宅使用料	00840-4-960886	
	30	保育料	00850-6-960887	
	30	幼稚園授業料	00860-3-961382	瑞 浪 市 水 道 事 業
	22	上下水道料金	00820-7-960672	
	22	水道料金	00820-7-960672	
	22	下水道使用料	00820-7-960672	
	30	下水道受益者負担金	00820-7-960672	
	30	し尿処理手数料	00820-7-960672	
払込日	各納期(前納については第1期の納期)の最終日及び			

入園申込書の一番上に書いた保護者と同じ方

フリガナ	ミスナミ タロウ		
氏名	瑞浪 太郎		
住所	(〒 509 - 6122) 瑞浪市上平町1丁目1番地		

対象税目等	コード	希望項目に○をつけてください	備 考	希望項目に○をつけてください	備 考
市県民税(普通徴収分)	35	全 納 期 別	通知書番号等	全 納 期 別	通知書番号等
固定資産税・都市計画税	35	全 納 期 別	通知書番号等	全 納 期 別	通知書番号等
軽自動車税	35	全 期	通知書番号等	全 期	通知書番号等
国民健康保険料	28	各 期	記号番号	各 期	記号番号
後期高齢者医療保険料	28	各 期	被保険者番号	各 期	被保険者番号
介護保険料	28	各 期	被保険者番号	各 期	被保険者番号
市営住宅使用料	30	毎 月	市営住宅名	毎 月	市営住宅名
保 育 料	30	毎 月	園 名 瑞浪幼児園	毎 月	園 名
幼稚園授業料	30	毎 月	園 名	毎 月	園 名
上下水道料金	22		通知書番号		通知書番号
水道料金	22	毎 月		毎 月	
下水道使用料	22				
下水道受益者負担金					
し尿処理手数料					

こちらの用紙は入園申込関係封筒に同封されていません。
必要な方は子育て支援課、また瑞浪市内ゆうちょ銀行にてお受け取りください。

- 1 私(預金者)が支払うべき金額(以下「納付書等」という。)が送付されたときは、私(預金者)に通知することなく、納付書等に記載された金額を通常貯金口座から引落としの上瑞浪市の口座に払込みください。なお、払込日が変更された場合には、納付書等に記載された日をもって処理されてさしつかえありません。
- 2 貯金の引落としにあたっては、通常貯金の規則等にかかわらず、貯金通帳及び払戻金受領書の提出はいたしません。
- 3 払込日において、納付書等の金額が通常貯金口座から払い出すことができる金額(自動貸付を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私(預金者)に通知することなく、納付書等を返却されてもさしつかえありません。
- 4 この自動払込契約により瑞浪市に納付した納付金については、株式会社ゆうちょ銀行から領収書または払込済通知書の発行を省略されてもさしつかえありません。
- 5 この自動払込契約を解約するときは、所定の手続きにより届けます。
- 6 この自動払込契約は、私の納付義務が消滅したとき、その他瑞浪市が必要と認めるときは、解約又は変更されても異議はありません。
- 7 この自動払込みについて、仮に紛争が生じても瑞浪市及び株式会社ゆうちょ銀行の責によるものを除き瑞浪市及び株式会社ゆうちょ銀行にはご迷惑をかけません。
- 8 この自動払込契約は、私が解約を申し出た場合、通常貯金口座を解約した場合及び6により解約された場合を除き、次年度以降も有効としてください。
- 9 上下水道料金・水道料金・下水道使用料の申し込みは、すべて一括して申し込んだものとして取り扱いしてください。

取扱店日附印

